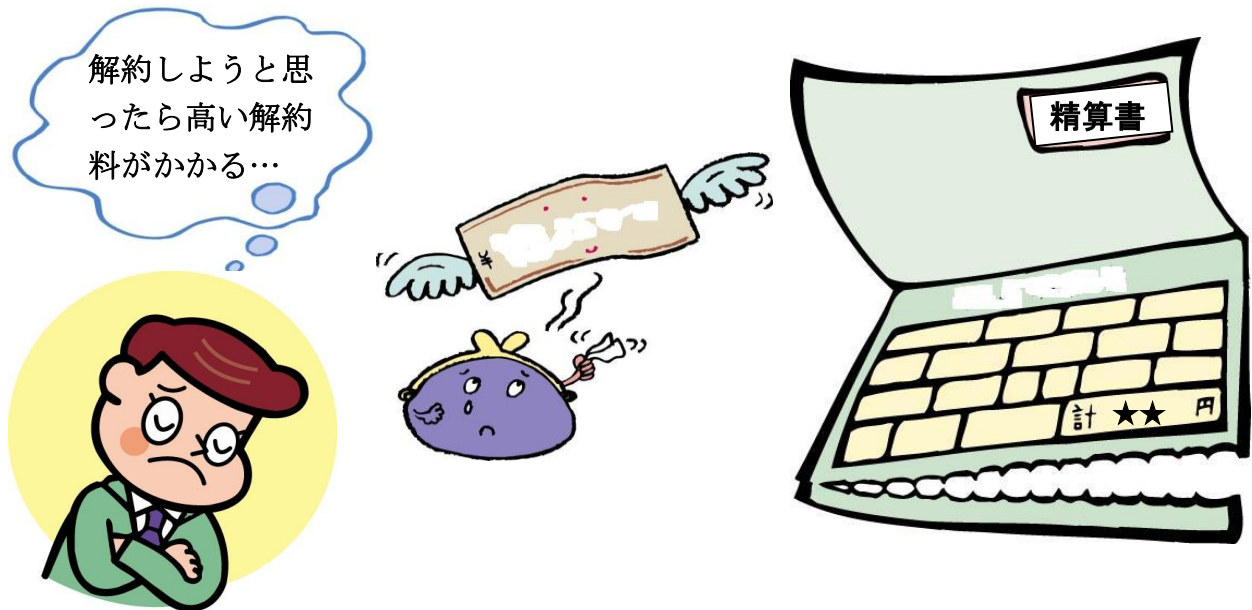


セレマ冠婚葬祭互助会解約料 **110番**

やめてんか!不当な解約料取るんは!!

- 冠婚葬祭互助会を解約しようとしたら解約料を請求された・・・?



弁護士・司法書士・消費生活専門相談員等の専門家がお答えします。

KCCNは、内閣総理大臣の認定を受けた適格消費者団体であり、冠婚葬祭運営会社セレマの不当な解約料条項に対して、差止請求を行っています。1審判決では一部差止が認められました。

今回の電話相談において、セレマ互助会の解約料をとられた消費者から相談を受け、希望者については弁護団で解約料の返金請求について委任を受けます。なお、相談対象は平成13年4月1日以降に契約した互助会契約です。

9月23日(日) 10:00~16:00



無料相談

※当日時の
みの電話番
号

075-256-3251

主催：内閣総理大臣認定適格消費者団体 NPO 法人京都消費者契約ネットワーク (KCCN)

セレマ冠婚葬祭互助会解約料対策弁護団

問合せ先：上記弁護団事務局 御池総合法律事務所 弁護士 長野浩三 電話 075-222-0011